

第1回 国税庁所管統計の整備に関するワーキンググループ 議事要旨

日時：令和3年9月2日(木) 14:00~16:00

場所：Web開催

出席者：土屋委員、国税庁企画課職員

国税庁企画課職員より、これまで検討した対応方法に基づき、民間給与実態統計調査の見直しを実施した場合の試算方法等について説明。その後、以下のとおり、委員からご意見等を頂いた。

○ 試算結果の傾向を踏まえた対応について

- ・母集団名簿の整備における調査対象外事業所の把握について試算した結果、特定の年分の傾向が、その他の年分の傾向と比較して異なる場合には、特定の年分を補正することも考えられるが、すべての年分について、機械的に適用できる方法を検討したほうがよい。
- ・また、推定割合を算出するための粒度が細か過ぎると、結果に悪影響を与えることがあることから、推定割合の粒度が原因となっていないかについても確認したほうがよい。

○ 階層が異なることとなった事業所への対応について

- ・データの中に疑義が生じているものが存在する場合は、本来は回答データであることから、そのデータを除外することは望ましくないが、明らかな調査票の記載誤りと判明したデータについては除外し、理由不明であったものについては、影響度合を確認した上で除外すべきか判断する必要がある。
- ・具体的には、疑義が生じているデータを含めて標準誤差率を計算し、許容できる範囲にあるかを確認することになる。

以上